

経装第5643号  
19. 6. 8

施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
技術研究本部長  
装備本部長  
防衛施設庁長官  
殿

経理装備局長

有償保管契約により防衛省所管に属する物品の保管を委託する  
場合の対価の算定方法について（通知）

標記について、企業が保管する防衛省所管に属する物品の管理の適正化に  
ついて（防経装第5642号。19. 6. 8）第3項第5号の規定に基づき  
保管契約の対価の算定方法を下記のとおり定めたので通知する。

#### 記

- 1 国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条の規定に基づき定められた、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（蔵管第1号。33. 1. 7）に示される「建物の使用料」に係る算定方法を用いることとし、平方メートル当たりの使用料年額×使用面積×調整率（0.7）とする。
- 2 平方メートル当たりの使用料年額は、保管を委託する企業の近隣の貸倉庫等の2事例以上について、平方メートル当たりの月額賃貸価格の平均単価の12月分とする。
- 3 貸倉庫等については、建物の構造、経年、面積、階層等の類似する事例を抽出することに留意する。